

なごや地球ひろば利用 不承認と理事会の意見

名古屋NGOセンター

代表理事

中島隆宏

名古屋NGOセンターとJICA中部の協働と連携

- 協働のハンドブック作成の経緯と中部NGO-JICA中部地域協議会（2012年より）

中部地域におけるN G O等団体（以下「地域N G O」）とJ I C Aの協働は、1 9 9 0年代より「国際協力市民講座」の共催などを通して始まった。2 0 0 0年代に入ると、総合学習の導入やJ I C Aの市民参加協力事業の制度化を背景に「国際理解教育セミナー in なごや」や「草の根技術協力事業」等の事業が始まり、両者の協働が活発化していった。そうした経験の中で、双方が協働の効果をも認めた一方、組織的な背景の違いに基づく理解の相違など様々な課題があることも認められた。

協働のハンドブックの意図するもの

- 頻繁に異動するJICA職員に、地域に根差すNGOとの対等で有効な連携と協働の関係を持続させるためのルールブック。

中部NGO-JICA中部地域協議会の目的

- 中部地域（愛知、岐阜、三重、静岡）に活動拠点をもつNGO等団体（以下、地域NGO）とJICA中部とが定期的に協議する場として、「中部NGO-JICA中部 地域協議会」を設置し、対話を通じて双方の相互理解を深めるとともに、対等なパートナーシップに基づく連携による国際協力活動および地域社会の課題に取り組む活動の向上を図る。

名古屋NGOセンター内でのプロセス

2023年9月～2024年11月

- 理事会（7回）＋臨時理事会（2回）＋常任理事会（2回）
＋拡大理事会（1回）（2024年4月 理事＋政策提言委員＋松野氏
（計11回）
- 総会（1回）
- 政策提言委員会（計9回）
- タスクチーム会合 ー 理事＋政策提委員 公開質問状と見解書
の作成 2024年4月から11月まで計9回
- JICA中部との話し合い 2回 所長との話し合い 1回

2023年11月理事会での議論-JICA中部次長との対話のあと→不承認書を要求

代表理事の意見

- ・政策提言アプローチか協働アプローチか。センターとしては協働アプローチで行きたい。

理由→JICAは巨大な組織であり、その中で市民参加推進やNGOとの連携に理解がある職員は一部である。その一部であるJICA中部の市民参加推進課職員を協働の信頼できるパートナーとして見るか、それとも外務省の機関として疑いの目で見えるか。

→中部地域で国際協力、多文化共生など共通の課題の取り組みをする協働のパートナーとして見る。

(JICA職員の中のNGOマインドをもつ人に期待)

賛成意見

- ・貸し部屋問題と政策提言を切り離し、JICA中部の言い分は受け入れ、政策提言は別の形で行う。
- ・そもそもJICAとNGOは組織の立場が違うので、相手の立場も理解し、今後も協働していく必要がある。

反対意見

- ・不承認の基準をはっきり示してほしい。
- ・JICAに不信感しかない。市民社会が窮屈になってきていることの現れ。名古屋NGOセンターの活動の核心に突き付けられたトゲ。提案には賛成できないし、きちんとした対応をしないと今後の協働にも響いてくるのでは？
- ・市民の目に触れないところでごまかしてはいけない。市民は名古屋NGOセンターの対応を見ている。

2024年2月理事会での議論（不承認書受け取り後）

協働

- ・独立運動に関わるような話はJICA施設の中ではしてもらいたくないというのが不承認の根本的理由。そこで、NGOセンターとしては独立運動を支援するものではなく、難民支援の一環として行っている活動だと理解してもらうことが必要。
- ・お互いの立場や方向性があるのですべてが一致するわけではない。個人的にはもういいのではないかと思う。
- ・外交的問題となればNGOとしてやれることには限界がある。今後はJICAとの協働を考えていけば良いのではないか。

政策提言

- ・「業務遂行の妨げとなるため」という理由は納得できない。推測ではわかるがその理由を明らかにするためには不服申立しかない。
- ・5か月もたって不承認書が届いたことが不誠実。まずこれに対し抗議すべき。
- ・政府やJICAはこうあってほしいと姿勢を正すこともNGOの役割。
- ・「業務遂行の妨げ」を理由に断られた事例がどのくらいあるのかが気になる。

2024年4月理事会での議論（公開質問状にするか）

- 「名古屋NGOセンターとJICA中部の枠組みで取り組むこと、その理由としてJICAは自由権の侵害などに答えられないから。ここではJICA中部の権限の範囲にしぼる。」←
 - この問題は名古屋NGOセンターとJICA中部の問題というかなり限定的なフレームワークで取り組まれるのが適切であろう。JICAは自由権の侵害などの訴えに対して答えられないだろうから、テクニカルにやり取りしたほうが適切であろう。（拡大理事会における松野氏意見）
- 質問状の公開について「JICA中部に同じことを繰り返させないことが第一義的」であって、市民に広く知ってもらうは、どこまで必用か。公開の場合、いつどのようなかたちで公開するか、これらが公開についての課題であるので協議してほしい。

2024年4月理事会での議論（2）

協働

- ・センターの立場が不確であって、最初から「人権問題を学ぶ」を打ち出すべきだった。もしかしたら撤回していたかもしれない。
- ・立場を明確にしなかったことによる不承認の可能性はある。
- ・結果、この集会は独立を支援するものとJICAがとった。
- ・センターはJICA中部に十分に信頼されていない。誤解をとく必要がある。

政策提言

- ・センター側が権利侵害をされた。
- ・JICAがセンターを裏切った。
- ・JICAが過敏に反応している。信頼関係ではない。
- ・やりとりがしっかりできていなかった。不承認する前にJICA中部からの連絡がほしかった。



協議の結果

- 質問状を出すかどうか、について総会にかけ会員の意見を聞く。
- 西サハラまたは同様のイベントの実施を目指してJICA中部に働きかける中で、何が問題か明確にするアプローチをとるのが理想的であるので可能かどうか検討する。
- タスクチームの組織化が承認された。

2024年5月総会での意見とそのあとの理事会の議論（公開質問状を出す前）

総会での会員の意見

- ・ NGOは個々の市民の考えがあり、社会をどう良くしていこうか、ということがある。JICA中部と名古屋NGOセンターの協働関係は維持したまま、不服表明をすることは可能である。
- ・ JICAとの協働、表現の自由といった視点から、取り組む価値のある課題である。
- ・ 人権問題を考えるイベントだと伝わらず、政治的なイベントと捉えられた。質問状で人権問題を考えるイベントであれば可能か聞いてはどうか。

上記を受けた理事会  の意見

協働

- ・ しっかりと新所長と対話をしてみる。そのうえで十分な回答が得られなければ公開にしてもよい。
- ・ 我々はしっかり対話をしたうえで、協働していきたいのが願い。それができないとなれば、根本的解決にならない。（公開も辞さないという事になる。しなければ）対話はしたい。

政策提言

- ・ 今回の不採択問題に対して、名古屋NGOセンターの姿勢を示す意味がある。現状では、JICA中部の嫌がるテーマの場合は使えないことになる。この状態は良いのだろうか。

2024年9月理事会での議論（分断の危機から）

- 9月12日 政策提言委員会にて、「**責任追及と協働の分離**」について協議した結果、分離は難しいので「より良い協働のための説明責任の追及」とすることになった。見解書にもこの趣旨をいれる。タスクチームの役割確認と再構成について話し合った。

理事会での意見

- 責任追及と説明責任という認識のずれを指摘。組織としては責任追及より市民が理解できるよう説明責任を求めていくべき。
 - 今まで責任追及が焦点だったが、会場を貸さなかったことに対しての説明責任に潮目が変わった。
- 新タスクチームによる見解書の作成へ

見解書

JICA中部からの回答書に対する名古屋NGOセンターの見解書

「名古屋NGOセンターは今後も、弊センターのみならず、この地域の市民社会組織とJICA中部との開かれた連携と協働のため、JICA中部に説明を求めていく所存です。」

（協働と政策提言の立場を越えた包摂的意見）

サハラーウィの人権、日本の市民の人権 JICAサステナビリティ方針（2023年10月公表）

個別重要事項：社会（人権、ジェンダー、多様性など）に関する取組

JICAサステナビリティ方針（抜粋）

- **基本的人権を尊重**するとともに、ジェンダー平等を含むダイバーシティ・エクイティ&インクルージョン（多様性・公正性・包摂性）を推進し、多様な人材が生き活きと活躍し、成長できる機会と環境を創ります。

人権への取組

JICAは人間の安全保障の考え方を事業に反映することで、開発途上国における人権の保障を目指す。

- 社会・経済インフラの整備、農業開発、保健医療や教育の改善などの協力
- 公共放送の機能強化、人権保障の基盤となる法制度の整備、障害者の権利保障、ジェンダーに基づく暴力被害者支援など

人材育成の一環として、2024年に「ビジネスと人権」分野での初の研修を、相手国の人権政策策定・実施を担う行政官や裁判官向けに実施

調達における人権尊重

2024年9月、「当機構の調達における人権尊重について」を公表。調達に参加する企業に、日本政府の『責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン』を踏まえた人権尊重の取組みの検討を依頼。

ジェンダー平等への取組

● 事業のジェンダー

下記を含む目標を設定し、あらゆるJICA事業でジェンダーの視点の取組を取り入れことを推進

指標	2023年度 (実績値)	2026年度 (目標値)	2030年 (目標値)
全事業に占めるジェンダー案件割合	45.5%	40%	80%
研修・留学事業女性 人数割合	34.7%	40%	50%

● 組織のジェンダー

組織としての人財戦略を策定、育児休業取得率、男女間賃金格差、女性管理職比率を指標に取組む。

指標	2023年度 (実績値)	2026年度 (目標値)
女性管理職比率	26.9%	27%